

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年9月27日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第38号

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1号タを次のように改める。

タ 法第68条の5の3第2項

第3条第2号ク及びケを次のように改める。

ク 法第68条の5の2

ケ 法第68条の5の5第1項又は第2項

第3条第2号中タをチとし、ソをタとし、セをソとし、スをセとし、シをスとし、サをシとし、コをサとし、ケの次に次のように加える。

コ 法第68条の5の6

附 則

この規則は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）の施行の日から施行する。

（都市計画局建築指導部建築審査課）